

厚 生 委 員 会

令和2年12月8日(火)

## 厚生委員会

日 時 令和2年12月8日(火) 午前10時00分開会—午後0時29分閉会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 松尾委員長、中原副委員長、谷崎、道工、坂原、反保、竹原、奥野

欠席委員 なし

傍聴議員 小川、和田

出席理事者 田代町長

中口副町長

松岡副町長

古橋教育長

松井しあわせ創造部長

川端まちづくり戦略室長兼町長公室長

西総務部長、

相馬財政改革部長

窪田総務部理事兼財政改革部理事

今坂しあわせ創造部理事兼住民課長

辻里しあわせ創造部副理事兼生活環境課長兼生活環境係長

松下しあわせ創造部副理事兼子育て支援課長

松本しあわせ創造部副理事

堀口保険年金課長

南福祉課長

川井福祉課長兼保健センター所長

山本こぐま園長兼子育て支援センター所長

案 件

(1) 付託案件について

(2) その他

(午前10時00分 開会)

松尾委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから厚生委員会を開会します。

本日の出席委員は8名、全員出席です。

理事者についても全員出席です。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これより厚生委員会を開きます。

なお、携帯電話はマナーモードに設定をお願いいたします。

12月2日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案4件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者については、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いいたします。

また、理事者の発言は、所属部署と氏名を言ってからお願いいたします。

それでは、議案第66号「令和2年度岬町一般会計補正予算（第7次）について」のうち、本委員会に付託されました案件を議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

堀口課長。

堀口保険年金課長 それでは、「令和2年度岬町一般会計補正予算（第7次）」についてご説明いたします。

資料の1ページをご覧ください。

まず、歳入につきまして、16国庫支出金、1国庫負担金、社会福祉費負担金といたしまして、594万2,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、国民健康保険基盤安定負担金について594万2,000円を増額補正するもので、低所得者に係る保険料の政令軽減相当額を公費で補填する国民健康保険基盤安定事業費の令和2年度分の確定に伴い、計上しております。

なお、これにつきましては、歳出の国民健康保険特別会計繰出金費（基盤安定）に充当いたします。

松尾委員長 松下副理事。

松下しあわせ創造部副理事 続きまして、児童福祉費負担金としまして、59万4,000円の増額補正を行うものです。

内容につきましましては、歳出でご説明させていただきますが、障害児入所給付費等国庫負担金として、障害児通所支援費に充当するものです。

なお、補助率は2分の1です。

松尾委員長 堀口課長。

堀口保険年金課長 続きまして、17府支出金、1府負担金、社会福祉費負担金といたしまして、591万7,000円の減額補正でございます。

内容としましては、国民健康保険基盤安定負担金について591万7,000円を減額補正するもので、先ほどの国庫負担金と同様、国民健康保険基盤安定事業費の確定に伴い、計上いたしております。

なお、これにつきましても、歳出の国民健康保険特別会計繰出金（基盤安定）に充当いたします。

松尾委員長 松下副理事。

松下しあわせ創造部副理事 続きまして、児童福祉費負担金として29万7,000円の増額補正を行うものです。

内容につきましましては、歳出でご説明させていただきますが、障害児入所給付費等府費負担金として、障害児通所支援費に充当するものです。

なお、補助率は4分の1です。

続きまして、2府補助金、児童福祉費補助金として600万円の増額補正を行うものです。

内容につきましましては、こちらも歳出でご説明させていただきますが、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金として、新型コロナウイルス対策事業費に充当するものです。なお、補助率は10分の10です。

以上、当委員会付託分、歳入計といたしまして、691万6,000円の増額補正をするものです。

松尾委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事 続きまして、歳出についてご説明いたします。

資料の2ページをご覧ください。

2総務費、3戸籍住民基本台帳費（仮称）住民サービスコーナー整備事業費と

しまして、635万3,000円の増額補正でございます。

内容としましては、(仮称)みさき公園観光案内所の一部について、仕事などで平日に役場に来庁できない住民の方などに住民票や印鑑証明書の交付を行うことで、住民の利便性の向上を目的として、令和3年4月の開設を目指して、施設の内装工事や電気工事等の改修を行うための工事請負費として、463万6,000円を計上しております。

次に、既存のエアコンが老朽化により使用できない状況でありますので、機械器具費としてエアコン1台、51万7,000円、窓口業務を行うために、机、椅子、ロッカーなどの庁用器具費として、120万円を計上しております。

続きまして、2総務費、3戸籍住民基本台帳費(仮称)住民サービスコーナー管理費としまして、35万3,000円の増額補正でございます。令和3年4月の開設に向けた準備を行うため、会計年度任用職員1名を令和3年2月に採用し、窓口における業務知識等を習得させるため、本庁窓口において研修を実施するものです。

内訳としまして、会計年度任用職員1名分の報酬24万3,000円、共済費としての社会保険料が3万9,000円、労働保険料が3,000円、通勤手当としての費用弁償9,000円を計上しております。

次に、業務を行うに当たって、既存の住基システムを利用いたします。そのため専用線を使用し、ネットワークを構築、端末機を操作し、証明書発行業務を行います。そのための通信運搬費として2万4,000円、住民情報システム端末リース料として3万5,000円を計上しております。

松尾委員長 堀口課長。

堀口保険年金課長 続きまして、3民生費、1社会福祉費、国民健康保険特別会計繰出金費(基盤安定)といたしまして、3万3,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、令和2年度の国民健康保険基盤安定事業費の確定に伴い、計上いたしております。

なお、歳入の16国庫支出金、1国庫負担金、社会福祉費負担金、国民健康保険基盤安定負担金及び17府支出金、1府負担金、社会福祉費負担金、国民健康保険基盤安定負担金を財源として充当いたします。

続きまして、国民健康保険特別会計繰出金費(職員給与費等)といたしまして、

12万1,000円の増額補正でございます。

これは、国民健康保険特別会計で支弁する国保システム改修に係る町負担分として計上いたしております。

松尾委員長 南課長。

南福祉課長 続きまして、新型コロナウイルス対策費といたしまして、11万4,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、コロナ禍における手話通訳者派遣時の飛沫感染予防対策として、フェイスシールド等の購入費用、消耗品費1万7,000円でございます。

また、コロナ禍における聴覚障害者の方々へSNSを利用し、町から情報を提供するための通信費として、通信運搬費1万6,000円、タブレット端末1台の購入費として機械器具費8万1,000円でございます。

続きまして、2老人福祉費、介護保険特別会計繰出金費といたしまして、520万8,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、今後予定されている令和3年度の介護保険制度改正に対応するための事務処理システム改修に係る経費のうち、国の補助金を差し引いた町の負担分を介護保険特別会計へ繰り出しするものでございます。

松尾委員長 松下副理事。

松下しあわせ創造部副理事 続きまして、2児童福祉費、障害児通所支援費として、118万9,000円の増額補正を行うものです。

内容といたしまして、障害児通所支援費のうち、放課後等デイサービスの利用が増加しており、予算が不足すると見込まれるため増額するものです。

財源につきましては、障害児入所給付費等負担金（国・府）を充当します。

委員会資料、3ページをご覧ください。

2児童福祉施設費、新型コロナウイルス対策事業費として、150万円の増額補正を行うものです。

内容といたしまして、淡輪、深日、多奈川の3保育所において、コロナ対策として、除菌ウェットティッシュや飛沫防止透明パーテーション等消耗品費として32万9,000円、アルコール噴霧器用スタンド、児童が使用する机やおもちゃを除菌する洗浄水を生成するための除菌洗浄水生成器等庁用器具費として11

7万1,000円です。財源につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を充当します。

続きまして、7放課後児童健全育成費、新型コロナウイルス対策事業費として150万円の増額補正を行うものです。

内容といたしまして、淡輪学童保育室及び深日学童保育室において、コロナ対策として、マスクや手指消毒用アルコール、オートディスペンサー等消耗品費として12万9,000円、空気循環、換気をするためのサーキュレーター、児童が使用する机やおもちゃを除菌する洗浄水を生成するための除菌洗浄水生成器等庁用器具費として137万1,000円です。

財源につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を充当します。

続きまして、8子育て支援センター費、新型コロナウイルス対策事業費として50万円の増額補正を行うものです。

内容といたしまして、子育て支援センターにおいて、コロナ対策として、飛沫防止透明パーテーションや除菌ウェットティッシュ等消耗品費が5,000円、児童が使用する机やおもちゃを除菌する除菌洗浄水生成器、室内空間の除菌に有効性が高い次亜塩素酸空間除菌脱臭機等庁用器具費が49万5,000円です。

財源につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を充当します。

続きまして、9子ども・子育て支援事業費、新型コロナウイルス対策事業費として250万円の増額補正を行うものです。

内容といたしまして、ファミリーサポートセンターにおいて、コロナ対策として、飛沫防止透明パーテーション、次亜塩素酸空間除菌脱臭機の定期的な手入れに必要な除菌フィルター等消耗品費として15万4,000円、室内空間の除菌に有効性が高い次亜塩素酸空間除菌脱臭機や非接触で水を出すことができる赤外線節水器等庁用器具費として34万6,000円、一時預かり事業用コロナ対策として、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金として、海星幼稚園、教円幼稚園に各50万円、合計100万円、同じく新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金として、認可外施設である近畿中央ヤクルト岬保育所、花水木保育園に各50万円、合計100万円を交付するものです。

財源につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を充当します。

松尾委員長 川井所長。

川井保健センター所長 続きまして、4衛生費、1保健衛生費、母子保健事業といたしまして、36万1,000円の増額補正をするものです。

内容といたしましては、令和元年度妊娠・出産包括支援事業国庫補助金精算に伴う返還金です。

松尾委員長 辻里副理事。

辻里しあわせ創造部副理事 続きまして、委員会資料の4ページをご覧ください。

8土木費、4都市計画費、コミュニティバス運行事業費といたしまして、109万9,000円を増額補正するものです。

内容といたしましては、コミュニティバスとして運行しているマイクロバスの故障が多く、修理費用が多くなったことに伴い、車検・点検整備費用が不足する見込みとなるため、109万9,000円を増額補正するものです。

続きまして、コミュニティバス施設整備事業費といたしまして、69万1,000円を増額補正するものです。

内容といたしましては、令和3年4月1日から多奈川西・中地区にコミュニティバスの運行を開始する準備を進めておりますが、バス停の設置を予定している西集会所の出入口が狭いことから、安全に運行するためには出入口を拡幅する必要があるため、出入口の改修工事として49万5,000円、コミュニティバス運行事業用備品としてバス停標識柱（置き石型）3基分の購入費として19万6,000円、合計69万1,000円を増額補正するものです。

以上、当委員会付託分としまして、歳出計2,152万2,000円を増額補正計上するものです。

説明は以上です。

松尾委員長 ただいまの説明に対しまして質疑ございませんか。

坂原委員。

坂原委員 委員会資料2ページの（仮称）住民サービスコーナー整備事業費の件でお尋ねします。

これは住民サービスコーナーというのだから、この庁舎内ではなくて、庁舎外

に設置するのだと思いますが、もう少し詳しく説明してもらえますか。

松尾委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事 お答えいたします。

今回のコーナーの設置に当たりましては、みさき公園の駅前にございます、南海から無償譲渡を受けました施設、これは（仮称）みさき公園観光案内所として整備され、その一部を改修しまして、住民サービスコーナーとして、住民票等の証明書の発行窓口を設けまして、利用客の多い、みさき公園の駅前の施設を利用して、電車を利用される方などに対して、窓口サービスの提供機会を増やし、住民の利便性向上を図っていくと。さらに、月に一、二度の土曜日に窓口サービスの提供を行うことで、平日に役場に来庁できない方に対応していこうということでございます。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 では、そのサービスコーナーで発行される証明書等はどんなものがありますか。

松尾委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事 現在の予定としましては、住民票及び印鑑登録に関する証明書ということで考えております。

参考としまして、令和元年度の実績で、窓口の証明書の交付件数が、令和元年度1万5,980件ございます。そのうち住民票、印鑑証明の件数が合計で9,526件、約60%を占めておりますので、コーナーを設ければ一定の利用が見込めるのではないかと考えております。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 開設が来年の4月1日の予定ということですが、実際に4月1日に開設してからの実際の運用は、どんな体制でなされるのでしょうか。

松尾委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事 職員の配置については、再任用職員を含む正職員1名及び会計年度任用職員1名の、合わせて2名の体制で窓口業務を行う予定です。

開設日等につきましては、現在、火曜日、木曜日及び第1・第3土曜日の開設を予定しております。火曜日、木曜日については、平日の利用状況の、土曜日については休日の利用状況を参考にし、開設日時について、今後、増やしていくかどうかというのは、また新たに検討していきたいと考えております。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 住民の利便性向上を図るために本庁舎以外にも、こういう窓口を設置したという  
ことですが、そもそも、なぜ今で、なぜこの場所になったのでしょうか。

松尾委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事 お答えいたします。

まず岬町の人口が今年の11月30日現在で1万5,306人、そのうち淡輪地区の人口が9,085人であり、全体の59.4%、約60%を占めております。みさき公園自身が本庁舎に來られる途中で立地的に、そこにコーナーを設ければ、利便性が向上するのではないかとということで今回、南海から無償譲渡で得られた施設の一画で窓口コーナーを設ける予定です。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 本庁舎以外にも住民が証明書などを発行してもらうのに、本庁舎以外に支所みたいに建物を建てて発行しているという、他市町村でも結構あります。あるのですが、最近の潮流と申しますか、流れは、熊取町なども、熊取駅前にもそういう支所がありましたけど、もう最近、閉めているのですよね。どうしてかということ、それをもう閉めて、コンビニでできるように皆しているのですよね。もうそういうふうに今、流れが変わっていつているのです。

私が平成31年の3月の第1回定例会でも一度質問したことがあります。住民サービスの向上ということで、住民票など証明書をコンビニでできないかということで質問したことがあります。その時は、多額の費用がかかるので、検討はするけど、難しいというような答弁でした。まあまあそうだと思います。確かに費用がかかりますよね。どれぐらいの費用がかかるのか、具体的には分かりませんが、

わざわざ庁舎の外にそういうのを建てて、費用をかけてね、やるからには住民の利便性、もっともっと向上のために開設するべきだと思うのです。今のお話ですと、来年4月から開けるけれども、平日、火曜日と木曜日でしたか、平日2日開ける。それで月2回、土曜日開ける。2回開ける。その月に2回、土曜日というのも何かそれ、ややこしいですわね。第1・第3とか、今、第1か第3かって、それを住民が覚えておかないといけないわけやね。平日の2回開けるということだけど、平日、みさき公園まで来たら、みさき公園からここまで、そんなに変わ

らないけどね、車で来たら。どれだけの利便性が図れるのかと思うわけです。

本当に住民の利便性を図るためと言うのだったら僕は、むしろ、平日は、いいとしてね、土日、皆オープンしたらどうかと思うのですよ、これは提案としてね。わざわざ600万円かけて、これを整備するわけでしょ。それでまた会計年度職員1人採用して、その人件費もかかるし、そんなにお金をかけて、わざわざするのだったら、土日は全部オープンしていますよ、平日はもう庁舎内ですよと、はっきり分けたほうが分かり易くないかなと思うのですけれど、そういう運用の仕方はどうでしょうか。

松尾委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事 まず、コンビニ交付の導入に当たりましては、導入経費で約2,700万円かかります。ランニングコストで毎年約600万円の経費がかかります。そのコンビニ交付の利用に当たりましては、マイナンバーカードが必要となるのがまず最低条件になりますので、11月30日現在、本町のマイナンバーカードの交付枚数4,370枚で、交付率はまだ28%というところがございます。このようにコンビニ交付には多額の経費がかかり、マイナンバーカードの交付率が低い状態がございますので、今後の交付率の状況を見ながら検討してまいりたいと考えております。

参考としましては、コンビニ交付の参加自治体、大阪府では、町村、10町村ございまして、まだ2つの団体しか導入しておりません。約2割でございます。よって、その辺の状況を踏まえて、今後、コンビニ交付については検討してまいりたいと考えております。

また、本庁を開けてですね、休日開けて利便性向上したらいいのではないかと  
いうご質問なんです。

坂原委員 本庁ではなくて、支所。

今坂しあわせ創造部理事 支所を開けてということなんですけれども、やはり職員の配置の状況、2名体制で配置していくということが原則になりまして、やはりずっとということになればですね、休日出勤という形にもなります。やはりスタッフのローテーション等を考慮する必要もございますので、当面、その住民サービスのコーナーは先ほど言いました予定で、取りあえず開設させていただいて、利用状況、住民ニーズを踏まえてですね、コーナーの開設日時及び本庁の休日の開設等

も踏まえて、検討してまいりたいと考えております。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 その住民サービスコーナーの開設の意義というのかな、使い勝手というのか、利便性向上と言いながら、平日は2回だけだと。土曜日も月に2回だけだと。それで費用これだけかかりますよと。私、費用対効果ということを心配しているのですよ。それだったら実際にやってみないことには、どれだけの利用があるか分かりませんよ。それはもちろん分からないのですけれど、月2回の土曜日だったら、わざわざここに、こんな費用をかけて整備は、もう庁舎でしたらいいことですよね。月2回庁舎開けたら、それできますよと、そういう話ですよ。わざわざ600万円かけて、庁舎と違う場所でこれをするのだから、これ土日とか休みに特化して行ったらどうですか、そう思うのですけれどね。

松尾委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事 これまで岬町では、そういう支所等を開設してきたことはございませんので、初めての試みでございます。先ほどから申し上げましたように、人口の淡輪地区に偏った偏差がございますので、その途中の立地で、本庁へ来るまで、そこで取りあえず開設させていただいて、その辺の需要がどのようなかというのを今後精査しましてですね、開設日時等、委員おっしゃられるようなことを検討してまいりたいと考えております。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 今のは私の質問に対する答弁になってないわ。答弁をやり直してください。

松尾委員長 松井部長。

松井しあわせ創造部長 まず、このみさき公園の（仮称）住民サービスコーナーですが、以前から、みさき公園辺りで出先機関が設けられればなというふうな思いがございまして、以前に店舗が撤退した時期に、そういった話も一旦出たこともありましたが、そのときにちょっと機会を逸してしまい、かなわなかったということ。また、今回、みさき公園から無償譲渡を受けたというこの機会に、この場所を出先機関ということで、住民票の交付などのサービスができればと考えをさせていただきました。

住民サービスにとって当然、利便性が上がらなければ意味がないので、住民の方が利用しやすい施設にしていかなければいけないなと思っております。毎週、

平日では火曜日と木曜日を開設させていただいて、また、休日の対応ということで月に2回、第1土曜日と第3土曜日として、月に2回を開設するということが検討させていただきました。

また、毎週火曜日と木曜日の開設については、週明けの月曜日、また、週末の金曜日については、本庁窓口の混雑が予想されるということで、また、職員については、今現状の職員に加えて1人、会計年度任用職員の追加もございますが、その職員を含めてローテーションで対応していく中で、本庁の住民サービスに支障を来さないように、火曜日と木曜日を設定させていただいた状況です。

この開設につきましては当初、本庁を休日開庁するほうがいいのではないかと案もありましたが、まずは今回、出先機関を設けさせていただき、休日の利用状況を確認しながら、利用しやすい施設として今後、見直す必要が生じましたら、検討していきたいと思っておりますので、どうかご理解をお願いいたします。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 住民の利便性を図るというのは、すごく大賛成で、結構な話だと思うのです。

ありがたい話だと思います。でも、今言っているのは、実際の運用の仕方が、平日は火曜日と木曜日だけ、週2日。しかも9時から5時ではなくて、時間も少し制限があるよと、そういうようなこと。

それから、平日仕事で来られない人のために土曜日を、それもありがたい話だけど、月2回というのがね、引っかかるなと思うのですよ。月2回だったら、本庁を開けたらいいと思うけれども。どうしてわざわざ月2回のために600万円をかけて、これをしないとイケないのかと、そこを思うのだけれど、その辺の、ここからの話はもう担当では答えられないと思うので、その辺、町長、どうですか。運用の仕方について私が言っていること

松尾委員長 田代町長。

田代町長 坂原委員さんがおっしゃるようになりますね、利便性の向上から見て、今どき、なぜコーナーを設けるんだという冒頭の話がありましたけれども、これは以前からですね、私が就任して1年目から、住民の方が土曜日に開庁してほしいという意見が多々ありました。そんな中でできるだけ、先ほど担当のほうがあったように、淡輪のほうへ住民も偏っている傾向もあってですね、できるだけ、みさき公園辺りに出張所なり、そういったコーナーを設けたらどうだということで都度、努力

をしてきたんですけれども、なかなか今後開設する場所がですね、買いに行ったときには、もう他の方が買っていたり、それでまた紀陽銀行さんのところが空いたので、そこを何とかならんかということで行ったけれども、あそこには機器等が残っているので、紀陽銀行さんとしては非常に貸すのは難しいなという、いろんな要素があつてですね、なかなか実現ができなかったと、そういった中で今度ですね、南海さんからあの建物を、無償提供を受けたので、ちょうど観光案内所を設置する予定でしたので、その横に、一画にですね、設けたらどうだということで、進んできたという過去の経過があるということは、ご理解していただきたいと思います。

それで私は、これ、ちょっと担当と話が違うなと今思っていたんですけれども、私は、火・木・土を開けるようにということの指示をしているんですけれども、今聞くと、週に2回で、土曜日に月の2回という話を聞いた、これはちょっと調整が足りんのかなと思ってますので、もう一度この予定についてはですね、ちょっと調整をさせていただきたいなと思います。今、委員おっしゃるように、本当の利便性を考えるとですね、もう少し検討する必要があるのと違うかなと、このように思います。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 ぜひその検討をしていただきたいと思います。

それから、今坂理事も、今の町長の話にもありましたけれども、町内の人口比率を、淡輪のほうが多いから、みさき公園にと、そんなことは、あまり言わないほうがいいと思うけれどね。深日も多奈川もあるのだから、それはあまり言わないほうがいいと思いますよ。淡輪のほうの人が多から、土曜日開けてという声があったから開けましたと、それなら多奈川、深日は、今度「ここ開けてよ」となってくるわけですよ、そう言ったら。それは町民全体として、みてあげてください。そこだけ言わせていただいて、検討お願いしておきます。結構です。

松尾委員長 竹原委員。

竹原委員 先ほどの坂原委員の質疑を聞かせていただいて、私も全くそのとおりでなと思ひまして、1つ確認なのですが、職員が出るということで、休日出勤になるとお聞きしたのですが、実際そうなるのでしょうかね。自分、いつもお世話になっている生涯学習課は土曜日でも日曜日でも業務を行って、代休を頂いているわけですよ

ね。そういうような体制で回せるのでしたら、それこそ土曜日だけではなくて、日曜日もしっかりと開けてですね、また、その職員については住民サービス、住民票の交付だけではなくて、それこそ観光案内であったり、色々な業務というのを兼ねることもできるのではないかという観点からね。1つ確認させていただきたいのは、休日出勤で、別に費用がかかるのかというのを確認させてください。

松尾委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事 休日出勤という言葉ちょっと使ったのは、今訂正させていただいて、休日に行く勤務ということで、週の労働時間を守りながら、他の曜日でお休みいただいていくということで調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。

松尾委員長 竹原委員。

竹原委員 そして、確認させていただいた中で、やはりそういう体制が組めるのであれば、もう坂原委員の言うように、もう平日は閉めてですね、土曜日と日曜日だけ、ここですと決めておいたほうが、利用率は絶対上がると思いますね。来たい方はもう本当に、土曜日も来れない、日曜日しか来れないという方もやはりあると思うのですよね。それも併せて今後検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

松尾委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事 委員おっしゃるように、町長も答弁ございました。今後精査しまして、開設していきたいと考えます。

松尾委員長 よろしいですか。私からも、2名の委員さんから要望がありました。町長からも見直しをされるということなので、ぜひこれは火曜日と木曜日、その分を土曜と日曜に、もし可能ということであれば、検討していただきたいと思います。他に委員の皆さん、質疑はございますか。

谷崎委員。

谷崎委員 少し内容を確認したいのですけれども、先ほど、コンビニ交付にしたら、マイナンバーの取得者のコンビニ交付にすると、イニシャルコストが2,700万円で、ランニングコストが600万円とおっしゃったのですが、これはコンビニ何店舗でも、基本的にこのぐらいかかるというのが、1店舗ではないですよね。

松尾委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事 おっしゃられるように1店舗のみではない、契約するコンビニの数だけで対応できます。

松尾委員長 谷崎委員。

谷崎委員 2,700万円というのは、1店舗に対しての契約で要るのではなく、町側の準備として2,700万円のイニシャルコストが要るということですか。

松尾委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事 コンビニの店舗は、J-LISと契約することになります。市町村には毎年、負担金を納付することになりますので、その納付によって利用できることになります。

松尾委員長 谷崎委員。

谷崎委員 コンビニの全チェーン店できるということですね。そういうことですね。

松尾委員長 結構ですか。谷崎委員。

谷崎委員 もう一つ。みさき公園に開設するのは非常に意義深い、面白いなと思っています。町の庁舎整備建設委員会で、かなり強引に町側の意見で元の位置、あるいは元の位置の近傍に建てるのが望ましいという答申を出したと聞いております。本来の委員の意見では、ほぼみさき公園が希望であったというような意見も聞いておりますので、みさき公園における役所機能の利用状況ですね、それは今後の庁舎の整備方向について、非常に示唆的で面白い結果が出ると思っております。

松尾委員長 要望ですか。意見ですね。

他の委員の皆さん、質疑ございませんか。

奥野委員。

奥野委員 私も同じ関連で、質問させていただきたいと思います。

皆さん、色々とお聞きされている中で、今の建物の一部という表現があったと思うのですが、どのぐらいの比率というか、面積をお考えでしょうか。

松尾委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事 南海電鉄から無償譲渡を受けた、みさき公園駅に隣接する旧店舗はですね、76.2平米ございます。その一面の24平米、約3分の1を利用することになります。

松尾委員長 奥野委員。

奥野委員 3分の2利用されて駅前でも便利で、いいことはいいのかもしれませんが、隣の

観光協会と兼務の職員ということではなく、発行だけの職員という位置付けで置かれるということですか。

松尾委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事 発行所専用の職員、専属の職員2名という形になります。

松尾委員長 奥野委員。

奥野委員 そんなに毎日というか、空いた時間にどんどん来るといふ発行数ではないと思うのですが、それだけの職員2人をつけるだけの発行数が実際あるのかなという気がいたしますが、予想的な数字というのは、ある程度検討されていますか。

松尾委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事 実際、正直申しまして、どのくらい来るかというのは、まだ数字は出しておりませんが、実際その2名の職員という形になりますが、窓口業務で、やはり個人情報を取り扱いますので、やはり第三者による偽りや不正な請求というのは防止する必要があります。ですから、その職員のやはり臨機応変な対応というのも今後、2か月間では習得できないと考えておりますので、業務をそのコーナーで行いながら、勤務しない、閉まっているときはですね、本庁窓口で経験を積んでですね、今後対応していきたいとは考えております。

松尾委員長 奥野委員。

奥野委員 そのサービスコーナーというか支所というか、扱いが、印鑑証明と住民票の発行の2件と今答弁があったように思いますけれど、それ以外はお考えではないのですか。例えば戸籍関係であるとか、それはもう移動はないということですか。

松尾委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事 戸籍システムは今回接続しておりませんので、住基システムだけになります。ですから、住民票、印鑑証明等になるんですけども、それ以外の証明書の発行につきましては、やはり住民の声、ニーズを把握しながら、発行できる証明書等については、検討してまいりたいと考えています。

松尾委員長 奥野委員。

奥野委員 最後のご質問をさせていただきますが、実験的にするというような感じに受け取っているのですが、みさき公園の開設がまだいつか見えない中で、新たなみさき公園ができた場合、土曜日とか日曜日も開設することになったら、駅前がどれだけ混雑するようになっていくのかということも、要らない心配かもし

れませんけれども、あると思いますし、逆に駐車場、駅前は、その辺、駐車場はどのような、多分、電車で来る方は、もうすぐあれですけど、駅前が余計混雑しないのかなという気がいたしますが、それは、駐車場の確保はどう考えていらっしゃるのですか。

松尾委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事 駐車場については、現状の状態を利用させていただいた上で、その利用状況を見ながら、車止め等は今ございますので、その辺、今後、開放していくかどうかというのは検討しながら、運用していきたいと考えています。

松尾委員長 奥野委員。

奥野委員 実験的に一度行ってみるといって感じでしょうかね。

松尾委員長 他の方は。

竹原委員。

竹原委員 別件の質問で4ページ、辻里課長のところですね。コミュニティバスのところで2点。

1点は、修繕料ということで100万円近くですね。少し内容を詳しく聞かせていただきたいのと、もう一点は、多奈川西集会所ということで、道も狭いこともあるので、こういった運行形態で、あの大きいバスが通っていくのかどうかというのを知りたいので、詳細が分かれば教えてください。

松尾委員長 辻里副理事。

辻里しあわせ創造部副理事 修繕料の中身ですが、車検・点検整備費用が足りなくなってくるという見込みなので、3か月点検及び整備で約55万円。車検整備で、マイクロバス3台、コンピューター2台、ワゴン2台で150万円。あとタイヤ交換で64万5,000円。これだけ、あとかかる見込みでありまして、予算残額が159万円ほどありますので、差引きした額が補正額として、109万9,000円として計上しております。

多奈川西地区ルートにつきましては、多奈川の西地区の乗継支線、多奈川西畑ルートに含め運行する予定でございますので小さなバスとなります。

松尾委員長 結構ですか。他の方。

坂原委員。

坂原委員 今のバス停ですけども、このバス停は、いつから運用になるのですか。

松尾委員長 辻里副理事。

辻里しあわせ創造部副理事 令和3年の4月1日をめどに準備を進めておる状況です。

松尾委員長 結構ですか。他の委員の皆さん、質疑ございませんか。

中原副委員長、どうぞ。

中原副委員長 委員会資料の2ページの先ほど来、質疑、答弁が行われておりました住民サービスコーナーについて、これは、私のお聞きしたいこと等は質疑の中で、他の委員の皆さんから出されておりましたので、要望のみお伝えしておきたいと思えます。

住民の利便性の向上ということで、目的や事業内容については歓迎すべきものと思えますけれども、実際の開設時間等については検討されるということで、委員の皆さんがおっしゃられるとおりにかた、私も聞いていて考えていました。

それで、平日の時間帯についてですけれど、平日ご利用される方については、例えばお仕事をされていて、その帰りに立ち寄れるような時間帯とかね。とにかく、まずは始めてみるということが大事だと思うので、今後検討されるに当たって、もう少し長めの時間、仕事帰りに立ち寄れるような時間も含めて、検討されてはいかかかと提案しておきたいと思えます。

それから、実際の運用に当たっては、役場の職員がそこに配置されるということになりますので、証明書の発行のみにとどまらず、いろんな相談等についても、そこで受け付けられるというようなことも含めて、多様な利活用ができる場所になっていけばいいなと思っております。

それから、同じ2ページの国民健康保険特別会計繰出金に関わって、確認だけさせていただきます。備考のところでも、あと区分でもそうですが、「職員給与等」と書いているのですけれども、職員給与以外のものが含まれるのか。この後で審議されるところを見ると、他の中身がこの12万1,000円の中に含まれているのか、どうなのかと思ひ、少し確認だけさせていただきたいということが1点と、それから、3ページの新型コロナウイルス対策事業費で、それぞれの施設に、さらに感染対策を進めるための予算ということで計上されるという提案がございました。各施設50万円ずつということですが、これで足りるのかどうかということをお尋ねしたいと思えます。

それから、委員会資料4ページのコミュニティバス運行事業費なのですが、来

年の4月1日からの運行ということで、これは従前から地域の方からの要望も強い問題でありまして、西畑ルートに延伸するコースを追加するということが、歓迎すべきことと捉えておりますけれども、この中身については、地域公共交通会議で確認がなされたものでしょうか。私も、なるべくそういった外部の委員さんにご参加いただいて、様々な審議会等が行われておりますけれども、なるべく傍聴するようにしているのですけれども、これは覚えがないと思っております。参加できなかった時があったのかな。確認をさせていただきたいと思っております。

以上3点、お願いします。

松尾委員長 堀口課長。

堀口保険年金課長 委員ご質問の2ページの国民健康保険特別会計繰出金（職員給与費等）につきましては、事務費全般を指します。

松尾委員長 松下副理事。

松下しあわせ創造部副理事 中原副委員長の質問にお答えさせていただきます。

各施設50万円、これで足りるかというご質問でございますが、各保育所、また、学童のほうにも必要なものを十分精査しまして上げていただいております。

また、50万円という制限がありますので、各施設50万円という制限がありますので、その辺、各保育所であれば、3保育所の中で足りないところがあれば、他の保育所で調整するとか、十分な量というふうには考えております。また、9月補正のほうでもコロナ対策の消耗品等については、補正予算をしていただいておりますので、十分な量ということで認識しております。

松尾委員長 辻里副理事。

辻里しあわせ創造部副理事 交通会議につきましては、今、中・西地区をルートに入れたダイヤ改正を行う必要がございますので、時間を要しております、来年の1月開催する予定でございます。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 1つ目にお答えいただいた国民健康保険の職員給与費等については、事務費全般を指すというご答弁でありまして、何か私の勘違いというか、思い違いというか、職員の人事異動などで、平たく言うと、給料が足りないようになったから、それを繰り入れるという話かなと勝手に思ったのですが、それとはどうやら違うということかな。もう一回中身について、その事務費全般と言われると、

分からない部分があって、事務費と言えば例えば、このシャーペン1本も事務費ですよね。もう少し詳しく分かるように、説明いただけるとありがたいと思います。

それから、2点目のお答え、今のところ十分な量ということで、感染症対策、非常に苦慮される場所かと思えます。クラスターは、高齢者施設などが一番心配される、医療機関とかね、される場所ですけど、学校でも物凄い数、増えてきていますし、今回提案いただいているのは、子どもたち、また、保護者が利用する施設でありますけれども、そういったところでも職員の皆さんも、例えば保育所などは、神経を使いながらお仕事をされていると思えますので、感染症対策、強めていただけるということで結構かと思えます。引き続き努力をしていただきたいと思えます。

それから、3点目にお聞きしましたコミュニティバスの運行費に関わって、地域公共交通会議での確認は、年明けの1月に開催する予定であると。そこで併せてダイヤについても確認をしたいということで、まだそのルートの延伸そのものについては、地域公共交通会議では議題になっていないというか、これまでのところでは、確認されていないということだと思います。

これは、こういう提案をなさるといことは、必要な法的な確認といえますか、法的なというと、少し堅苦しいな。例えばコースを新たに開設しますということになりますと許認可が必要になりますよね。それについては、もう必要なことは済んでいると捉えていいということであるのか、その点、一応確認をさせていただきたいということと、それから、新たにコースを追加するというのは非常に、それはまた住民の要望に応えるものですから、良いことなのけれども、それはやはり、委員さんにきちんとお伝えすべきだと私は思います。

議会への提案と当該交通会議とどちらが先だという話は難しいところかと思いますが、やはり外部の委員さんにも来ていただいて、コミュニティバスについては、いろんなご検討をいただいておりますので、新たにコースを開設するというのは結構重大なことだと思うのですよ。それを後でといたら何だけれども、出すというのはね。まあまあ別に委員さんは怒らないかもしれないけれど、「どうということ？」と思われないかと素朴な疑問です。結構重大なことなので、交通会議の委員さんには、その辺りは丁寧に説明をしていただきたいと、これは要望

ということにしておきたいと思います。

松尾委員長 松本副理事。

松本しあわせ創造部副理事 まず、国民健康保険特別会計繰出金費の職員給与費等の中身ですが、これにつきましては、毎年総務省から通知で、一般会計から特別会計への繰り出しを規定するものがあります。その中に特別会計への繰り出し分で、事務費関係も繰り出す必要があるということで規定をされておりまして、その中身で、事務費の中でも職員給与費については、やはり比重が一番大きいとなります。職員給与費以外の事務費といたしましては、その他国庫や府費等で交付を受ける事務費以外の部分ですね。先ほど委員がおっしゃったとおり、鉛筆1本買うにしても、国庫等で規定された目的以外の部分でも、どうしても必要になる事務費というのは、かかってくることとなりますので、その部分につきましては、一般会計から繰り出しているという形になっておりますので、ここで言うところの事務費というのは、その辺も含めてということになります。

松尾委員長 松井部長。

松井しあわせ創造部長 今、担当が説明したとおりで、今回の補正につきましては、職員給与費に関わらない部分での補正となっております。また、独自の2%カット、人事異動に伴うものなどにつきましては、補正の追加で予定しているところでございますので、よろしく申し上げます。

松尾委員長 よろしいですね。他に。バスの件はどうなっていますかね。答弁できますか。

松尾委員長 辻里副理事。

辻里しあわせ創造部副理事 許可の件の話と思うのですが、交通会議を経て近畿運輸局への申請となります。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 先にお答えをいただいた国民健康保険の繰出金の問題ですが、追加とは、最終日に追加される案件の中ということ。ちょっと待ってください、色々もう少し幾つか聞くので、すみません。

それは、もう一度、説明していただきたいということと、それで、先ほどの松本副理事のお答えからすると、いわゆる職員給与費ではないと。「職員給与費等」という言葉が使われているけれども、職員給与費そのものには今回の増額の予算は充てるということではなくて、事務費全般。事務費全般というのは、これ

は、いろいろなものがこの12万1,000円だから、何にいくらとかいうそういうことではなくて、一般会計から出さなければならないとされているもの、色々なもののうち事務費全般に当たるものを丸めて合計したら、この金額ですと、そういう意味と取って良いのか。そこはもう一回お答えいただきたいと。

もう少し質問があるから待ってくださいね。

それからバスの問題なのですが、地域公共交通会議でご確認をいただいた上で許可の申請を行うと。許可の申請は一定の期間かかると私は思っていたのですが、これは1月に開催した公共交通会議で確認をされたとして、4月からの開設までに許可は下りるとっておいて良いのか。それは、「うん、うん」と言っておられるから、そういうことやね。そういうように見込んでおられるということやね。なるほど。それではもうその確認、お答えは、3点目については結構です。

それでは、お聞きしたことをどうぞお答えください。

松尾委員長 松本副理事。

松本しあわせ創造部副理事 先ほどの事務費のお話ですが、今回の補正につきましては国保システムの一部改修が必要で、この後の特別会計でも出てきますが、その分の町負担分を一般会計から繰り出していただくという内容になっております。

松尾委員長 松井部長。

松井しあわせ創造部長 先ほど答弁させていただいた内容ですが、今回の補正につきましては、職員給与費に当たる部分は、補正には上がっていないということのみ答弁とさせていただきますと思います。

今後予定される部分については、現在、精査中ということで、答弁から削除させていただきますたく、お願いいたします。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 少し先走ってしまったということやね。いや、私も最終日の追加議案、何だったかと思って、そんなに頭に入っていないものだから、失礼しました。

松本副理事がお答えいただいたことで、またよく分からなくなってきたのですが、私の頭の中は事務費と言われたら、何か文具が思い浮かぶわけですが、それで、先ほどお答えになったことでいうと、システム改修に係る経費であると。それで、そのことは国保の特別会計の中で聞こうかと思っていたのですが、もうここで聞きます。いや、私が気になったのはね、もう松本さんも分かっていると

思うけれど、今回のシステム改修ね、マイナンバーカードの関係のシステム改修がありますでしょう。それとは関係が無いということやね、これ費目、別だから、それか、それとも関係あるの。そのことだけ聞いておきましょうか。

松尾委員長 松本副理事。

松本しあわせ創造部副理事 今回の繰出金につきましては、先ほど委員おっしゃいました改修分の町負担分という形になりますので、関連性があるのではないかと考えます。

松尾委員長 副委員長、よろしいですか。

中原副委員長 はい、良いことにします。

松尾委員長が、質問があるということですので、進行は副委員長の私、中原が担いたいと思います。

松尾委員長、どうぞ。

松尾委員長 先ほど来からバスの件で質問が飛び交っている中で、ふと感じたことを申し上げたいと思うのですが、前回9月議会で私、コミュニティバスの運行事業者の件をお聞きしたと思います。

この件、前回はね、このバスに限らず、様々な運行方法を検討した結果で判断していきたいということをおっしゃっていたのですが、その結果として、もうバスに決定したのかどうかということをお聞きしたいということをまずお聞きしたいと思います。

中原副委員長 答弁はどなたが。

辻里副理事。

辻里しあわせ創造部副理事 多分、来年度の運行委託の件についてお聞きになっていると思うのですが、様々な方法を今検討中のごさいまして、一般競争入札であるとか、今検討しているところのごさいます。

中原副委員長 松尾委員長。

松尾委員長 ということは、まだその方法自体、決められていないということによろしいのですよね。そうしましたら、コミュニティバスで運行するということが決まっていないので、その運行事業者の例えば入札であったり契約というのは、まだそれも白紙であるということですね。

中原副委員長 辻里副理事。

辻里しあわせ創造部副理事 委員長おっしゃるとおり、今まだ来年度の契約につきましては白紙状態です。

中原副委員長 松尾委員長。

松尾委員長 そうなってくると、この議案というのは、何か整合性というか、何かバスありきの来年ですよ、令和3年度の運行に関わってくるので、そうですね。ただ、その辺の整合性といいますか、他の例えば公共交通会議で諮って、いや、バスではないよねということになった場合、この議案はどうなるのかという素朴な疑問です。答弁お願いしたいと思います。

中原副委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事 コミュニティバスの運行についてはですね、町のほうで継続して、事業としては実施していくと。業者の委託をどうするかということになりますので、その委託については、委員長がおっしゃられるような様々な契約、今まで随意契約でその契約やってきましたので、今後、その契約の方法を考えていくということになります。

中原副委員長 松尾委員長。

松尾委員長 ということは、コミュニティバスを運行するというのは決まっている、変わらないということですか。先ほどからちょっとニュアンスが変わってきているような気がするのですが。

中原副委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事 おっしゃられるように、コミュニティバスで運行するという形です。今回の補正予算につきましては、西地区にルートを新たに運行していくというための補正予算という形になります。

中原副委員長 松尾委員長。

松尾委員長 もう一度きちんと確認しますが、そうしましたら来年、令和3年度もコミュニティバス運行はするということで、この補正予算が上がってきているということの認識で良いということで、あと、バス運行事業者については、入札か随意契約かというのは、これから検討するという事で間違いはないですか。

中原副委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事 委員長おっしゃるように、その認識で間違いございません。

中原副委員長 松尾委員長。

松尾委員長 そうしましたら、もうそろそろ年末になってきまして、要は、次の事業者を決めるタイミングって、もうそろそろ決めないといけないかと思うのですが、大体いつ頃からその入札なのか、随意契約なのか、発表されるおつもりなのか、お聞かせいただきたいと思います。

中原副委員長 今坂理事、どうぞ。

今坂しあわせ創造部理事 現在の契約が、令和3年の3月末までの契約となっております。新年度予算が、やはり3月議会で承認されますので、実際の入札行為自身が来年度に入ってからという形になります。ですから、入札準備等がございますので、案の段階ですけれども、まず年度当初、数か月の随意契約を行った上で、入札の手続等を行いたいと担当では考えているところです。

中原副委員長 よろしいですか。では、進行を松尾委員長に戻したいと思います。

松尾委員長 進行を戻して、私が担わせていただきます。

他の委員さん、質疑ございませんか。

西部長。

西総務部長 委員会の審議の中で、谷崎委員の発言で、庁舎整備検討委員会の中で行政側が、強引に庁舎の位置の答申をまとめたというようなご意見がございました。事務局としては、決してそのような対応は行っておりませんし、委員会では各委員の意見を十分に踏まえて答申案を取りまとめ、委員会での慎重審議で決定されたものであり、決して町側が意図的に、庁舎の位置の場所を特定するような答申を取りまとめたという事実はございませんので、その点、改めて説明させていただきます。

松尾委員長 谷崎委員、よろしいですか。谷崎委員、どうぞ。

谷崎委員 委員の方から少しそういう話がありましたので、申し上げたので、見解の相違と思います。

松尾委員長 そうしましたら皆さん、質疑ございませんね。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

中原副委員長 賛成です。

松尾委員長 はい、賛成ですか。

反対の方、いらっしゃいますか。

それでは、中原副委員長、どうぞ。

中原副委員長 賛成の立場で討論を行います。

「令和2年度岬町一般会計補正予算（第7次）について」の当委員会に付託された内容については、住民サービスコーナーの整備工事ということで、整備事業費、管理費ということでご提案がありました。この設置については利便性の向上ということで、住民の皆さんから歓迎されることと思います。

さらに、今後、来年度以降の利活用については、精査されるということでありますから積極的な活用、また、住民の皆さんの要望を受けて、その都度見直しも含めて前向きなご検討をいただきたいと思います。

それからもう一点、コミュニティバスの運行に関わっては、新たに住民の要望に応じて、新しいルートを追加するということが、歓迎されるべきものとするものでありますので、今後、交通会議、また、運輸局への申請等、着実に進められるよう要望したいと思います。

今回の提案については、他にも新型コロナウイルス感染症対策事業費に関わって、追加の予算等も提案されておまして、今申し上げたとおりの中身に限って賛同できるものとするものであります。

松尾委員長 他に討論に参加される方はいらっしゃいますか。

竹原委員、どうぞ。

竹原委員 この厚生委員会に付託された一般会計補正予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

私も、この（仮称）住民サービスコーナー整備工事についてですね、やはりみさき公園の駅前の賑やかさというところでね、やはり何か行政のほうで手を打たなければならないところに、きちんと手を打っていただけているといった中、やはりこれを起点としてですね、さらに前に、岬町自身が前に進んでいけるのではないかとといった観点から、この予算について賛成とさせていただきます。全体的にも無駄なものはないのではないかと判断しております。

松尾委員長 他に討論に参加される方はいらっしゃいますか。

（「なし」の声あり）

松尾委員長 これでは討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第66号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

松尾委員長 満場一致であります。

よって、議案第66号のうち、本委員会に付託された案件は、可決されました。議案第67号「令和2年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）について」を議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

松尾委員長 堀口課長。

堀口保険年金課長 「令和2年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）」につきましてご説明いたします。

今回の補正は、低所得者に係る保険料の政令軽減相当額を公費で補填する保険基盤安定事業費の確定に伴う繰入金などについて編成いたしております。

資料の5ページをご覧ください。

まず、歳入につきましてご説明いたします。

1 国民健康保険料、1 国民健康保険料のうち医療給付費分現年分、マイナス3万3,000円の財源調整でございます。

これは、令和2年度国民健康保険基盤安定事業費が確定したことにより、一般財源から特定財源に変更するものであります。

続きまして、4 国庫支出金、1 国庫補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金といたしまして、288万2,000円の増額補正でございます。

内容としましては、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度による国民健康保険の資格をオンラインで確認するための国保システムの改修を目的として交付されるもので、こちらにつきましては、歳出の国保OA経費に充当いたします。

次に、7 繰入金、1 他会計繰入金、保険基盤安定繰入金（軽減分）といたしまして、1,185万2,000円の減額補正、保険基盤安定繰入金（支援分）としまして、1,188万5,000円の増額補正。続いて、職員給与費等繰入金

としまして、12万1,000円を増額補正するものであります。

内容としましては、今年度の国民健康保険基盤安定事業費が確定したこと及び国保システム改修に伴い計上いたしております。

続いて、資料の6ページをご覧ください。

次に、歳出でございます。

1総務費、1総務管理費のうち国保OA経費（OA）として、300万3,000円の増額補正でございます。

内容としましては、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度による国民健康保険の資格をオンラインで確認するための国保システムの改修を目的とする国保システム改修委託料としまして、300万3,000円を増額するものであります。

続きまして、3国民健康保険事業費納付金、1医療給付分、一般被保険者医療給付分として、低所得者に係る保険料の政令軽減による繰入金を増額に伴い、財源更正を行っております。

以上、当委員会付託分として、歳入歳出それぞれ300万3,000円を増額補正でございます。

松尾委員長 ただいまの説明に対しまして質疑ございませんか。

坂原委員。

坂原委員 国保システム改修委託料、この辺少しお聞きしたいのですが、これは、要は、マイナンバーカードを持っている人がこのマイナンバーカードに国民健康保険証を組み入れられる、健康保険証を持たなくてもいいと。そのマイナンバーカードでできるようになるということなのでしょうか。

松尾委員長 堀口課長。

堀口保険年金課長 このシステム改修につきましては、国民健康保険の資格をオンラインで確認するための国保のシステム改修であります。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 まあまあそういうことであるわけですね。これを行うことによって住民に何がどうメリットがあるのか、どう変わるのかということを確認したいのですが。そのマイナンバーカードに国民健康保険の保険証を組み込む、どう言ったらいいのですか。組み入れる、そういう作業は何か、住民が手続きとか申請など、しない

といけない、そういうことは必要でしょうか。

松尾委員長 堀口課長。

堀口保険年金課長 先ほどの補足ですが、マイナンバーカードを健康保険証として、来年の3月から利用できるようになる予定です。その利用をするに当たりまして、まずは申込みが必要になってきます。申込みにつきましては、マイナポータル、いわゆるオンライン申請がワンストップでできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分自身のサイトのマイナポータルにおいて、申込み作業が必要となってきます。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 ということは、それは住民が自分で全部しないといけないということですか。窓口でするのではなくて、住民が自分でそのマイナポータル、何かそんなサイトで手続をするということなのでしょうか。

松尾委員長 堀口課長。

堀口保険年金課長 住民さんが自分でする必要がございます。今、住民課の横に、その申込みをするパソコンが1台設置されております。それにより現在でも申込みが可能となっております。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 役場に特設の、住民がその手続き、作業をするのにサポートしてくれるコーナーがあるということですね。今でもそれはできるということですが、そうしたら今それを済ませたらもう、すぐ健康保険証持っていかなくても、それですぐ使えるのですか。

松尾委員長 堀口課長。

堀口保険年金課長 今はですね、申込みだけでありまして、実際に利用できるのは来年、令和3年3月を予定しております。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 今、私が気になって質問したことでございますけれども、マイナンバーカードに健康保険が入りますよと。このシステムが出来上がってからのことだと思いますけれど、住民さんに対する周知は、いつ頃、どんな形でされるのでしょうか。

松尾委員長 堀口課長。

堀口保険年金課長 住民さんに対する周知につきましては、今年の6月、国保の本算定決

定通知書の発送時、また、今年の10月の国民健康保険証の一斉切替時に、この案内文書を同封して周知に努めております。今後においても、来年3月の本格運用に向けて、マイナンバー担当課とも連携を取ながら周知に努めていきたいと思っております。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 今までも行っているけれども、これからも、もう一度やるということですね。

松尾委員長 堀口課長。

堀口保険年金課長 今後においてもマイナンバー担当課と連携をして、来年3月の運用に向けて周知に努めていきたいと思っております。

松尾委員長 その他委員さん、質疑ございませんか。

中原副委員長、どうぞ。

中原副委員長 先ほど一般会計補正予算でお尋ねをしていた国保への一般会計からの繰出金のことです。私、事前に勉強していた時に、きちんとメモしていたのに、確かに松本副理事、先ほどご答弁をいただいたとおり、国保システム改修委託料ということで一般会計から12万1,000円を繰り出しますというように、きちんと書いていました。すみませんでした。それで、どうしてこういう書き方になるのだろうか。「職員給与等繰入金」という名前になるから間違ってしまったのだけれど、それはもう会計上そういう記述しかできないということなのでしょうから、私も今後、よく気をつけて見ていきたいと思っております。

お聞きしたいのは、先ほど来、坂原委員がお尋ねになっていた、要はマイナンバーカードが保険証代わりにも使えるようになるということに関わって、お尋ねしたいと思っております。

これはもう国政上で決められているので、岬町としては、こういう手続きをしていかざるを得ないというところだと思いますけれども、かなり住民の皆さんにとってはハードルが高いというか、住民の皆さんというか国保加入者の方にとっては、なかなかこれは実際に進んでいくのは難しいのではないのかというのが私の率直な感想なのです。

というのが、マイナンバー持っておられる方がそもそも3割に満たない状況ですね。その中で国保の加入者は一定割合の方おられるのかなとは思いますが、ご高齢の方、また、私もこういうマイナポータルに入って、私はもう、そもそも

マイナンバーカードを作っていないのですけれどね。マイナポータルに入っていて、そこから自分で申込みをする。自分で家でできないとか、スマホを使ってできないという方は、役場でもできますよということですが、これは結構、この手続そのもの、利用しようと思って申込みをするのが、あまり進まないのではないかと考えているのですけれども、そこはどのように予測といいますか、持っておられますか。

松尾委員長 松本副理事。

松本しあわせ創造部副理事 マイナンバーカードの保険証の併用利用の件についてなのですが、マイナンバーカードの発行部数自体が、まだまだ件数がそんなに伸びていないということなのですが、マイナンバーカードを作成されたときに、当然役場の窓口にご本人が受け取りに来ていただいているということで、そのときにマイナンバーの窓口のほうで、マイナポータルの関係についても結構丁寧に説明はされているということで、その時点でご本人がそれを併用されるかどうかというのは、ご本人に決めていただいている状況であるというふうに聞いておりますので、マイナンバーカードの受取時に、こちらのほうではお問合せがあった場合は、こういう利用ができますよというお話をさせていただいています。ですので、健康保険のマイナンバーカードとの併用利用につきましては、マイナンバーカードの発行数と比例をするのではないかなというふうには確かに、担当課のほうでも考えております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 今のご答弁の中からは、マイナンバーカードそのものの発行手続きに来られた時に、同時に国民健康保険証との併用利用の手続も、なさる方もおられると理解したらいいのでしょうか。

松尾委員長 松本副理事。

松本しあわせ創造部副理事 そうですね。こういう利用もできますということで、マイナンバー担当のほうで説明をいただいていますので、ご希望される方は、そのときにお申込みをされていると聞いております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 これは、いつから申込みそのものができるようになったのか。

それから、実際にこれを申し込まれた方の数などはつかんでおられますか。

松尾委員長 松本副理事。

松本しあわせ創造部副理事 申込みができるようになった時期というのがですね、すみません、記憶が定かではないのですけれども、今年の5月、6月あたりからだったかと思うのです。ただ、保険証を申込みされたかどうかというのは、担当課のほうでは今のところ、数はつかんでおりませんので、数自体は分かりません。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 ちょうどマイナンバーの担当の方もおられますので、お聞きしていいですか。

松尾委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事 マイナンバーカードの交付窓口は住民課になりますが、このマイナンバーカードを作られてですね、先ほど説明があったようにマイナポータルというところで、そのものをダウンロードして、本人が、加入する、しない、申込みするというところについては、個人でやられていることなので、数字としては上がってきておりません。よって、把握できていないという状況です。

松尾委員長 よろしいですか。

中原副委員長 結構です。

松尾委員長 他の委員の皆さん、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 それでは、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

中原副委員長 反対です。

松尾委員長 反対ですか。それでは、中原副委員長、どうぞ。

中原副委員長 「令和2年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）について」反対の立場で討論を行います。

岬町の提案というより、これは国政上で決められたことを岬町として粛々と行うということなのでしょうから、反対するというのは忍びないという気持ちもあるのですが、私は従前から申し上げているとおり、情報の漏えいの問題等もありますので、マイナンバーカードの普及そのものに不安を持っているわけなのです。

それで、今回のこの動きというのは、国が要するにマイナンバーカードを持つ

人をもっと増やしたいということで、マイナンバーカードを保険証代わりにも使えますという仕組みを組み入れることで、カードを持つ人をたくさんつくりたいというね、そういう思惑がもう見え見えなわけなのです。私は、この国のやり方については非常に姑息だと思っておりますので、岬町において、それが具体化されるということですから、賛成はできないということなのです。

これ町としては、致し方ないことであろうと思いますし、また、このことをやったからといって私はね、岬町では、そんなに言うほどね、進まない、ハードルが高いというように思っておりますけれども、少し何か気の毒だけどね、反対するのね。このマイナンバーカードの普及を進めようという国の在り方そのものに危険性を感じますので、この予算には賛同できないと考えるものであります。

松尾委員長 他に討論に参加される方はいらっしゃいますか。

これで討論を終わりたいと思います。

続いて、採決を行います。

議案第67号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

松尾委員長 挙手多数であります。

よって、議案第67号は、本委員会において可決されました。

議案第68号、「令和2年度岬町介護保険特別会計補正予算（第2次）について」を議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

松尾委員長 南課長。

南福祉課長 委員会資料の7ページをご参照ください。

「令和2年度岬町介護保険特別会計補正予算（第2次）」につきましてご説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、今後予定されている令和3年度の介護保険制度改正に対応するための事務処理システム改修に係る経費について計上するものでございます。

歳入についてご説明いたします。

4 国庫支出金、2 国庫補助金、介護システム改修事業補助金として、170万円の増額補正です。

内容といたしましては、令和3年度の介護保険制度改正に対応するための事務処理システム改修に要する費用の一部を国から交付を受けるものでございます。

次に、10繰入金、1一般会計繰入金、事務費繰入金としまして、520万8,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、令和3年度の介護保険制度改正に対応するための事務処理システム改修に係る経費のうち、国の補助金を差し引いた町の負担分を一般会計から繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。

1総務費、1総務管理費、介護保険OA経費として、690万8,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、令和3年度の介護保険制度改正に対応するための事務処理システム改修に係る委託料でございます。

以上、当委員会付託分といたしまして、歳入歳出ともに690万8,000円の増額補正でございます。

説明は以上でございます。

松尾委員長 ただいまの説明に対しまして質疑ございませんか。

中原副委員長、どうぞ。

中原副委員長 来年度からの介護保険制度改正に伴う事務処理システムの改修、何がどう変わるのか、お聞きしたいと思います。

松尾委員長 南課長。

南福祉課長 令和3年度の介護保険制度改正のうち、今回の事務処理システム改修に要する改正内容についてご説明申し上げます。

主な内容といたしましては、介護報酬の改定が挙げられます。

介護報酬の改定内容につきましては、現在、国の社会保険審議会介護給付費分科会において、基本的な考え方の整理や取りまとめが行われている最中でございます。改定内容については、今現在は決まっていない状況でございます。

国においては、本年度末に介護報酬告示の改正を行う予定であると伺っております。

介護報酬改定以外の改正につきましては、総合事業における対象者等の弾力化の実施や認定の有効期間の拡大などの要介護認定制度の見直し、それと平成30年度に税制改正がございましたが、そちらに対応するための介護保険料算定の改正を行う予定と聞いております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 報酬改定については、現在取りまとめ中ということで、まだ明らかにならない。そして、年度末近くにならないと、はっきりしたことが分からないということで、対応が大変なのかと思って、ご苦労だなと思っているのですが、社会保障制度審議会何がし分科会などでね、ずっと話し合いをされているわけですけども、これ、いつもよりも遅れているわけですよ、コロナの問題があつてね。その中では現在取りまとめ中ということだけれど、報酬改定はどのような方向になりそうなのか。右なのか、左なのか、真ん中なのか、色々ありますよね。その辺りはどのような見通しになっているのか。結果はどこに着地するのかは別にして、どういう感じで話されているのか、その辺りについてお聞きしておきたいというのが1点です。

それから、総合事業の対象者の弾力化とおっしゃいました。説明する側としては、そういう言葉をお使いになるのだらうと思うのですが、その言葉だけ聞いていたら、とても美しいこのように受け止めるのですよ。これ、もう少し具体的に中身の説明をしていただきたいと思います。

それから、有効期間の延長については、介護保険証の有効期間を延ばそうかという話になっているということによかったのか。それはそのようですので、そのように受け止めます。

それから、平成30年度の税制改正の関係について言及されましたけれども、その中身について、もう少し詳しくご説明をいただけるとありがたいと思います。

松尾委員長 南課長。

南福祉課長 副委員長のご質問にお答えさせていただきます。

まず、介護報酬の改定の方向性ということのご質問でございますが、マスコミ等では、いろいろ報道されているということは伺っておりますが、国、府などからはですね、方向性というのは一切下りてきておりませんので、今の段階では、こちらとしては情報がつかめていない状況でございます。

総合事業の弾力化ということで、その内容ということですが、総合事業における対象者の弾力化につきましては、主に2点ございます。

まず、対象者の弾力化ということで、総合事業というのは従来、要支援者及びチェックリスト対象者という方が利用することに限定されておったのですけれども、今回、弾力化ということで、要介護者も含めて利用ができるように改正されると聞いております。

もう一点が、国が定めるサービス価格の上限の弾力化ということで、いわゆる総合事業の報酬、サービス料金の今現在は、国が上限を定めて運用しておったのですけれども、こちらを、上限というのを改めて、目安という形にするということで聞いておりますので、上限を超えた形で設定することが可能になるということでございます。上限を超えた形で設定することは可能なんですけれども、岬町のほうとしましては、今のところはですね、現行どおりの運用をしていきたいと考えております。

続きまして、税制改正の内容でございますが、平成30年度の税制改正におきまして、公的年金控除額というものが10万円縮小されたというところと、給与所得控除というのが10万円縮小されたという税制改正が行われております。これは来年度の住民税から適用されると聞いておりますが、そちらのほうにつきまして、控除額が10万円縮小されましたので、所得額が10万円上がってしまいます。それに対応するために保険料の計算において、10万円高くないような改正をするということで、国のほうからは聞いておるところでございます。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 この総合事業の対象者の弾力化の問題なのですが、これは、すごく重大なことと私は受け止めているのです。これまでも事あるごとに、その総合事業については警戒心を持っているということは、担当はよくご理解いただいていると思います。

それで実際の運用でいうと、岬町では介護保険を基本にしながら、望ましい最低限の利用の仕方をしてしていると私は見えています。もっと乱暴な扱い方をしているところもたくさん、あちこちでありますのでね、要は介護保険制度を使わせない、追い出すというようになってこに、この総合事業を活用しているところが全国あちこちでありますから、岬町については、そういうことはしていないと見ております。

今回、制度改定ということで、要支援1・2の方、それからチェックリストのみに基づいて利用される方だけを、この総合事業の対象としていたのが、要支援1・2は当然ですけれども、要介護1から5の方も含めて、全ての方が総合事業を使うことができる。これは、使うことができるということは一見、何か美しいことのように思うのですが、介護保険を利用するというのは権利ですから、介護保険という制度を使わないものに追い込んでいこうというようなね。これは国の思惑なのですよね。私は、そういうように受け止めています。

それで、あまり総合事業のほうにどんどん移行していくということは望ましくないと私は思っておりますので、岬町は、そうではないやり方をこれまで努力してこられたと見ていますけれども、もう一つ、お金のことをね、言っていましたね。サービス価格の弾力化ということで、お答えになったことからすると、利用者の負担が増えないようにするという考えはお示しになられたので、それは結構なのですが、この総合事業の場合ね、国は、この中で併せて、総合事業というのは使えるお金の上限が決められているじゃないですか。もっと総合事業を使っても構わないけれど、上限はそのままです。ということになると、この総合事業を使う人を増やしていくと、町の負担がどんどん増えていくという仕組みも今回示されていることと思うのですが、それは知らなかったかな。

まだきっちり決められていない部分がありますので、私はそのように制度については、総合事業については、そういう方向で進んでいると認識しているのです。

ですので、今までどおり介護サービスが必要な方の立場に立った運用に努めていただきたいと思うのですけれども、その点について念のため確認をさせていただきたいと思います。これまで事あるごとにお聞きしておりますけれども、チェックリストについては、チェックリストだけ、もうそこを入り口にして利用することは、本人の希望にのみ基づいてなされると。介護保険サービスを利用したいとおっしゃって来られた方についてはチェックリストではなく、きちんと介護保険の利用のルートに乗せるというところから運用されるということで、従前どおりを守られるのかどうか、その辺りについて念のため確認をしたいということと、それから、最後にお答えいただいた税制改定との問題ですが、これは平たく言うと、保険料の負担が増えないようにという指示が来ていると理解をしたらいいか。この2点をお聞きしたいと思います。

松尾委員長 南課長。

南福祉課長 副委員長の質問にお答えさせていただきます。

総合事業の弾力化の運用でございますが、まず、対象者の弾力化ということで、要介護認定の方が今回新たに追加になるということですが、こちらは、国のほうの趣旨としましては、従来、要支援の方が総合事業を使われていた場合、要介護になった途端に、今まで使っていた総合事業が使えなくなるということが今までありましたので、その辺りを解消するための改正が主なものと聞いておりますので、委員のおっしゃるような総合事業への振替といえますか、介護サービスを使わずに総合事業へ持っていくというような意味ではない改正であるという確認は、町としてはしております。

もう一点、国が定めるサービス価格の問題ですが、サービス価格の弾力化につきましても、こちらも国のほうの改正の趣旨としましては、今現在サービス価格が上限で定められておりますので、ある一定のサービスとして固定されてしまうんですけれども、目安額ということで市町村が独自で、従来の上限額を超えて算定することができるようになりますと、例えば個別の現場現場においてですね、その方には専門職を配置することが可能になったりとか、そういったことも可能にするような制度だということですので、制度の運用次第によっては利用者の方にとって、便利な制度、有利な制度になるんじゃないかなと考えております。

町としましても当然、利用者の視点に立った制度の運用を、これからもしていきたいと考えています。

チェックリストの運用方法につきましても、町のほうとしましては従来どおり、チェックリストのみでの運用につきましても、既に一旦要介護認定を受けられた方が、本人さんが希望する場合に限った運用ということで、これからも続けていきたいと考えております。

最後の税制改正のところでございますが、こちらにつきましても委員おっしゃるとおり、税制改正の影響が出ないような改正をするということで、国のほうからは連絡が来ておるところでございます。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 税制改定の問題ですが、少し気がかりなのは、保険者の負担がかか

らないようにと、高くならないようにというのはいいのですが、そうすると、その影響がどこに出てくるのかなど。その分、国からお金がもらえるなんて、あまり考えにくいのですが、そうなったら介護保険の特別会計そのものは、全体としては負担が増えるということになってしまうのか。そうなってきたら結局のところ、介護保険のお財布が大きくなったら、保険料が全体としては上がるということにならないのかということが心配になるのですが、そこはどうかのようです。

松尾委員長 南課長。

南福祉課長 副委員長の質問にお答えします。

まず、平成30年度の税制改正によりまず影響を受ける方というのがですね、全員受けるわけではなく一部の方ということで、委員のおっしゃるとおり、その分、影響を受けないように改正した場合、ほかの方に影響するんじゃないかなというご心配ですが、今回につきましては、税制改正があったんですけれども、税制改正がなかったときと同じような算定の仕方をするということになりますので、税制改正の影響を受けないような改正ということで、それをするによって、ほかの方への負担というのは、特に生じてこないのではないかなと考えております。

松尾委員長 副委員長、よろしいですか。

中原副委員長 はい。

松尾委員長 他の委員の皆さんで質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 それでは、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

それでは、中原副委員長、どうぞ。

中原副委員長 これも国民健康保険の特別会計と同様にですね、国政上で決められたことを岬町としては実行に移していかざるを得ないというものであると思いますので、反対ということになりますと、担当の職員の方のご苦勞を考えると忍びない気持ちはあるのですが、ただ、先ほど来お聞きしているとおり、来年度からのシステム改修を考えた時に、その中身が住民的、また、サービスを利用される方から見

ると、これは、良くないことにつながっていきかねないものだと私は懸念するものですから、その具体化については、よろしくないと考えます。

南課長は、役場の職員らしく答弁されていると思いますけれど、国の説明はね、本当に南課長がおっしゃったとおりのことを言うのですよ。それだけ聞いていたら、非常に良くなっていくのではなかろうかと思うような中身なのです。よくある話ですけどね。

ただ、確かに活用のやり方によっては、有効な活用のやり方もできると私も思いますので、その辺りについてはよく気を付けながら、利用者の方に最大限の利益がもたらされるような運用をしていただきたいと思います。これは全体として国が考えているのは、社会保険料の削減が目的なのです。ですので、そのことを岬町でやるようなことにならないように、ぜひ運用上は気を付けていただきたいと思います。

先ほど答弁の中で例えば要支援の方が、状態が悪くなられて要介護になられた、以前使っておられた総合事業が使えなくなった。そうしたら介護保険のサービスの中で使えばよろしいのですよ。それを引き続き使えるようになりますと、何かあたかも良いことのように聞こえますけれども、それは私からすると、まやかしでしかなくて、本来の介護保険制度を使えば済むだけの話ですので、実際の運用上は、よく警戒をしながら、また利用される方の希望、ご家族の希望もよく聞きながら運用を進めていただきたいと思います。

それから、お金のことももう一言、言っておかないといけないと思っているのは、提案されているものを確認すればよく分かるのですが、これ国が決めた制度改定を岬町で実施するために、国からは170万円しかお金が来ないわけです。それで国が言うから、仕方ないのでやりますよというので、岬町からは520万8,000円も負担しないといけない。この点でも、国が決めたのだったら、国で全額出すべきだと思います。これは、あなた方に言っても仕方のないことなのですが、こういうことで言いますとね、機会があれば国に対して、この点についても、国がしなさいと言うのだったら、必要な経費は全部国が出すよということ、要望をぜひしていただきたいと思います。

松尾委員長 お昼ですけれども、この議案だけ取りあえず進めたいと思います。

まずは、この議案で、他に討論、参加される方いらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 それでは、これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第68号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

松尾委員長 挙手多数であります。

よって、議案第68号は、本委員会において可決されました。

お諮りします。

お昼になりました。議案あと1件、そして、その他ということでもまだ残っておりますが、ここでお昼を取った方がいいか、続行でよろしいですか。続行という声が出ていますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

松尾委員長 それでは、続行したいと思います。

続きまして、議案第72号「岬町立淡輪老人福祉センターの指定管理者の指定について」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

松尾委員長 それでは、質疑ございませんか。

中原副委員長、どうぞ。

中原副委員長 今回の提案は、指定管理の期間が切れるということで、引き続き淡輪長生会に指定管理者を指定して、引き続き管理と運営を行っていただきたいということと受け止めています。

施設が徐々に老朽化していくわけで、その辺りで管理上のことで必要な修繕とか、その辺りはいかがか。近いところで、これが傷んできそうだなとか、そういうことはないのか。施設の維持管理面でいかがかということをお聞きしたいのと、それから、指定管理料をお支払いして、受付の事務ですとか掃除、維持管理を行っていただく。そこには人件費も含まれていることになるわけですが、実際の施設の管理というのは、大変な面もあるのではないかと思います。受付に

人を配置しておかねばならないという問題もありますし、施設の利用料については、長生会が収入するという事に決まり上なっているとお聞きしておりますけれども、深日会館などもそうですけれどもね。お葬式で使われることが非常に少なくなってきたので、利用料の収入は少なくなっていくわけで、その辺りで実際の財政面の運用についても不安がないのか。必要であれば指定管理料を増額することも考えていく必要があるのか。指定管理料についてもお聞きしておきたいと思います。

松尾委員長 道工委員、何でしょうか。

道工委員 中原副委員長がおっしゃっていますけれど、それは当初予算でやるべきであって、今回は指定管理の審議であって、予算上のことまで及ばないと思いますので、慎重にやってください。

松尾委員長 中原副委員長、この意見についてどう思われますか。どうぞ、中原副委員長。

中原副委員長 私は、指定管理者を決める以上は、財政上のことも関係があるかと思いましたが、そういうご指摘を受けましたので、またそのことは別の機会に、お聞きをする必要があればお聞きしたいと思います。そうすると私の質問は、この場では差し控えるということにしたいと。

1つだけ聞きますけれども、今回指定を再指定といいますか、行おうとしている長生会との協議はどのようなものであったのか、お聞きしたいと思います。

松尾委員長 南課長。

南福祉課長 副委員長の質問にお答えさせていただきます。

今回指定させていただくに当たりまして、淡輪長生会の方と、何度か場を持たせていただいて、調整のほうをさせていただきまして、おおむねこの内容で合意は得られたということと、指定管理料につきましては、従前の額よりも少し上げた形で、今のところ合意を得られておりますので、そちらで調整は済んでおります。長生会とも合意は得られたということで、ご理解いただけたらと思います。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 指定管理料を少し上げたという話はあれですね、最低賃金が上がっているという関係かと思えますけれども、協議、丁寧に行われたと思えますし、合意が得られたということですので、今後必要な協議、財政面での支援も必要であれば、丁寧に行っていただきたいと要望しておきたいと思えます。

松尾委員長 よろしいですか。その他質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第72号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

松尾委員長 満場一致であります。

よって、議案第72号は、本委員会において可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案4件については、全て議了いたしました。

続いて、案件2、その他に入ります。

その他で、本委員会所管の事項で何かございませんか。

中原副委員長 松尾委員長から、その他で手挙がっておりますので、私のほうで進行したいと思います。

松尾委員長、どうぞ。

松尾委員長 コロナウイルスの件についてなのですけれども、先日、この庁舎内でコロナウイルスに感染された方がいらっしゃったということで、議会でもお聞きしております。その件です、住民の方から何件か問合せがありまして。そこで、お聞きしたいのですが、現状はどうなっているのかというのをまずお聞きしたいと思います。

中原副委員長 川井所長。

川井保健センター所長 委員長の質問にお答えします。

庁舎内職員の感染の発生がございました。現状ですが、泉佐野保健所によりまず調査の結果、濃厚接触者の方3名、その方々も12月2日時点で全て陰性とな

って、そのほかは、庁舎内での感染の広がりはありません。もとより職員に感染が発生しましたときに泉佐野保健所から、来庁者等への感染のおそれはないという事で伺っております。現状は、以上になります。

中原副委員長 松尾委員長。

松尾委員長 分かりました。この件で、普通であれば町長が放送をされるということで、今まで発生した時点で放送されてきたと思うのですが、今回、この件、放送されなかったように見受けられます。この件で住民さんから、あったのにといいことで、その情報というのは結構SNSとかで流れております。それを知った住民さんが、何故この件は放送されないのかというようなことで、疑問視されている方が結構おられます。

この件について、お答えいただきたいなと思います。

中原副委員長 松井部長。

松井しあわせ創造部長 これまで新型コロナウイルス感染症拡大防止のために住民の方々には回覧、各戸配布、また岬町のホームページで周知、啓発を努めてきているところでございます。また、高齢者の方々には、ホームページを見ていただく機会が少ないことから、また、回覧、各戸配布では、配布された時点では目にさせていただくのですが、日頃から感染防止に心がけていただくよう、本町では町長による防災行政無線で注意喚起、また、感染防止対策のご協力について呼びかけをさせていただいているところでございます。

内容につきましては、住民の方々にマスク、手洗い、消毒の徹底と3密を避けて、感染しない、感染させないよう呼びかけ、また、大阪府が先日、医療非常事態宣言により赤信号を点灯したことを受けて、不要不急の外出を控えていただくよう、協力をお願いをしてきたところでございます。

放送の機会につきましては、岬町において感染者が確認された際、住民の方々への呼びかけの機会として、防災行政無線で放送させていただいたところがございます。

今回、職員が感染したことを受けまして、今、川井所長のほうからありましたように、管轄保健所の疫学調査により、来庁者への影響がなかったこと。また、管轄保健所の助言を頂き、消毒を実施したこと。また引き続き感染症対策に取り組んでいく旨などの内容を岬町のホームページに掲載をさせていただいたところ

でございます。

先ほど申し上げましたとおり、住民の方々へ感染防止に心がけていただくことを目的として防災行政無線で呼びかけをさせていただいているところでございますので、職員の感染をきっかけに防災行政無線を行うのはいかがなものかと。また、文書も長くなる内容なので、防災行政無線では聞き取りにくいと判断したことによりまして、ホームページの掲載にさせていただいたところでございますので、ご理解のほうよろしくお願いいたします。

中原副委員長 松尾委員長。

松尾委員長 このコロナ放送、コロナに関連する町内放送です。これに関しては私も、賛否の声は、たくさん頂いております。ここで、その放送が良いか悪いかというのは差し控えたいと思うのですが、今回の、この放送をしなかったという内容ですよ。これね、もう本当に特定される場所ですよ。しかも、疫学上、大丈夫と行ったところで、そのタイムラグがあったはずなのです。今までの基準、放送の基準でいうと、これ、おかしくないかという住民さんの声が、やはり出てきている中で、どう説明されるのかと私は聞いていたのですけれども、なかなか今の説明では、本当に岬町の中心部というか、本庁舎というところで発生したことですからね。例えば、それを知らずに来られた方というのは、もう本当に特定されている部分なので、それはやはり放送するべきであったのと違うのかなと私は思うのですよ。

そのことについて、今の説明ではなかなか、理解は苦しむのですけれども、その辺りはいかがでしょうか。

中原副委員長 田代町長。

田代町長 私のほうからお答えさせていただきます。

今回、職員の感染者については、県外ということで、大阪府のカウントにされていなくて、県外で2名の方が出ておるんですが、その中の1人が職員なんです。ところが、職員が県外で診察を受け、それでPCR検査をやっているということで、大阪府内のカウントにされていなかったということで、報告をしていなかったものです。

それで、職員の感染については、岬町として責任を持って、ホームページで公表したということなので、理解をしていただきたいと、このように思います。

中原副委員長 松尾委員長。

松尾委員長 町長のお話でありました、県外だからということで放送されなかったというのは1つあったと思うのですけれどね。ただ、でも、今まで、どの方がどこで感染されたかというのが放送されていない。特定できないところでも注意喚起をされていたわけですよ。でも、今回は特定されている部分、しかも、県外ということだけでも、岬町にいらっしゃる、働きに来られている方だと思うのですね、そういうことかというと。

では、それは、もっと本当だったら率先して放送すべき、今までの基準でいくと、率先して放送すべきことだと思うのです。ただ、私は、あえて言いますが、この放送についての賛否は申し上げます。ただ、今までの基準で照らし合わせると、これこそ率先して放送すべきこと、案件であったのではないかなと私は思うのですが、いかがですか。

中原副委員長 田代町長、どうぞ。

田代町長 今までの状況から、これはやはり大阪府、また、和歌山県、そういった近畿の府県で連携を取って、カウントをどこに入れるかということを決めてもらわないと、我々としては大阪府のカウントしか発表はできないことについては、理解していただきたいというふうに思います。

中原副委員長 松尾委員長。

松尾委員長 いや、町長、私が言っている趣旨が少し違いまして、要は、どこのカウントかということではなくて、岬町で起きたことについての今までの注意喚起であれば、この岬町で起こったことの注意喚起は、これ、すべきであったのではないかと私は思うのですが。

中原副委員長 ご担当の方からご説明をいただきますので、少しお待ちください。

川井所長、どうぞ。

川井保健センター所長 感染状況の発表につきましては、感染者の発表が大阪府のホームページで報道提供された後に人数を確認しまして、対策本部へ報告し、放送となっております。

従いまして、県外での事例につきましては、特定するまでに時間がかかりますので、確認をした後に放送という形になっておりますが、なかなか保健センターに全ての情報が集まるわけではございませんので、泉佐野保健所等に確認をした

後に、上席へ報告しております。

中原副委員長 松尾委員長、どうぞ。

松尾委員長 いや、少しかみ合っていないような気がするのですが、町内放送についてなのです、町内放送。町内放送が要は、今回されなかったことについての話が今お聞きしていることなのですから、それについてのご回答というのがなかなか、真正面のご回答が得られていないと思うのですけれども。

中原副委員長 松井部長、どうぞ。

松井しあわせ創造部長 今回の感染者の発生状況について、防災行政無線で放送させていただいているものにつきましては、あくまでもきっかけで公表させていただいて、住民への注意喚起を目的とした放送とご理解をいただきたいと思っております。

正しく感染状況を防災行政無線で放送するというのは、当然住民の方々を知っていただく部分もあるかと思いますが、感染状況を、防災行政無線をするきっかけとして捉まえ、これからも防災行政無線による住民への感染症防止対策に心がけていただくような呼びかけを今後もやっていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いします。

中原副委員長 松尾委員長。

松尾委員長 もう平行線なので、私から、これ要望というか、苦言も含めた要望になるのですけれども、これ松井部長も何回も言われていますけれども、注意喚起ということ、趣旨ですよ。ならばね、今回も注意喚起すべき、今回は特に、要は特定されている場所ですから、しかも、多くの方が来られるであろう部分で、要はタイムラグがあってということもあります。特に和歌山でカウントされたから云々ではなくて、もう率先して、役場でということで、その放送の善し悪しは別にしてですよ。今までの基準に照らし合わせると、放送すべきであったことだと思うのですよ。それをやはり住民さんから見ると、役場から出てるから、これは、放送しないということは隠しているのかと見て取られているのですよ、一部の方々にとってはね。

そうなのは、なかなか、その注意喚起という趣旨が伝わりにくくなってくると思うのですよ。やはり今までの基準に合わせて、出たことは放送すべきであったと私は思うのです。その辺りね。

ぜひ、もうこれ以上、多分平行線になると思うのですけれども、もし何かまた

回答いただけるのであれば言っていたら結構ですけども、私は、この基準というのをきちんと決めて、このコロナ放送については基準を決めた上で、すべきであったのではないかと私は思います。何かありますか、回答。

中原副委員長 今の委員長、要望、ご意見も含めた発言だったと思いますけれども、それを受け止めて今後の町内放送については、お考えをいただくということでしょうか。特に手が挙がらないということは、そういうことでよろしいですかね。いいですか。言いたいこと言ってもらいました。

中原副委員長 田代町長、どうぞ。

田代町長 松尾委員さんがおっしゃるのもよく分かります。ただ、我々は、大阪府の報道発表を通じて情報を把握して、そして、保健所に確認をして、やっていくというのが行政の今のスタイルで来ていますので、内部でもう一回、それは調整する必要があると思いますが、今の状況では、やはり大阪府の報道発表を受けて、それでさらに保健所に確認をしてやっていくというのが、これは正しい判断じゃないかなと私はそう思っています。

中原副委員長 松尾委員長。

松尾委員長 答えられたので、私言いますけれども、その大阪府からとかではなくて、もうじかに出たことが分かっている、この庁舎内の話じゃないですか。これについても、今までの基準に照らし合わせたら、言うべきだと私はお伝えしています。そこが少し、全然答弁がかみ合わないの、私はもういいかなと思っています。

中原副委員長 それでは、進行を松尾委員長に戻します。

松尾委員長 皆さん、すみません。お時間を頂きました。

中原副委員長、何でしょうか。

中原副委員長 すみません、今の件に関わって細かくは、もう時間のこともありますので、また保健センターのほうに問合せしたいとは思いますが、来庁者の感染はなかったというように保健所が判断をされたという、その中身について、なぜそのような結論に至ったのか、そこだけはお聞きしておきたいと思います。

というのが、新型コロナウイルスについては発症前から、むしろ発症前のほうが感染力が強いというような情報もありますので、どういう疫学的な調査をなされて、大丈夫だと判断をされたのか。そのことだけはお聞きしたいと思います。

松尾委員長 川井所長。

川井保健センター所長 副委員長のご質問に回答します。

申し訳ありません。泉佐野保健所のほうから来庁者への感染のおそれはないということで報告を受けましたので、どのような疫学調査をして、そのような結果に至ったかということについては正確にお答えしたいと思いますので、改めてご報告させていただく形でよろしいでしょうか。

松尾委員長 よろしいですか、副委員長、どうぞ。

中原副委員長 一言だけすみません。また分かり次第、ご回答いただくということで、それは結構です。

先ほど来少しやりとりしていたことをお聞きしていきまして、岬町としては恐らく、不要な混乱を招きたくないということはあったのではないかなと私は思うのですね。要らぬ住民の混乱を招くようなことになってはいけません。だけど、事実は伝えなければいけない。そこで放送については非常に、何をどう伝えていくかというのは難しいところだと、そこはそういうふうに思うのです。

ただ、先ほどおっしゃっておられた、感染防止が目的なのだと。それは、もちろん大切なことでありますけれど、ただ、もう感染防止の注意喚起だけでは乗り越えられない時期に既に、もう差しかかっているのです。それについてはよく、岬町としてもご認識をいただいて、ですから、色々な対策を打っていただいていると思いますけれども。

それからまた、工夫もされていると私は、町内放送については聞いていて思っているのです。いついつに感染された方は、もう陰性となられましたとか、退院されましたとか、やはり住民の皆さんは、その辺りについてもご心配になられていますので、そういった情報も流しておられるというところについては、短い言葉にしなければならぬ中で、努力と工夫を重ねているということは感じています。

ただ、先ほどお答えいただいた中で他府県事例については、大阪府が反映しないと伝えられない、それを1つの基準にされているということなのだと思いますけれども、そういうことでいうと、その11月の20日過ぎたあたりの2人の感染については、そのうちの1人は他府県事例であったかと思うのですよ。行く行くは大阪府の事例ということになろうということで2人は、もう言ったのかと思うのですけれども、この辺りはなかなかルールの線引きが難しいところですので、

色々と努力もされ、苦勞もされているところと思いますが、引き続き住民の皆さんに分かりやすい内容を努力していただきたいと要望したいと思います。

松尾委員長 その他に意見はございますか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 それでは、本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願い申し上げます。

これで、厚生委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午後 0時29分 閉会)

以上の記録が本町議会第4回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記  
するため、ここに署名する。

令和2年12月8日

岬町議会

委 員 長 松 尾 匡